

# 売 買 契 約 書 (案)

- 1 契約物品名 ジェネティックアナライザー式
- 2 契約金額 金 円  
(うち取引に係る消費税額および地方消費税の額 金 円)
- 3 納入期限 令和6年12月27日
- 4 納入場所 公立大学法人福井県立大学 永平寺キャンパス  
生物資源学部棟1階 BN112
- 5 契約保証金 金 円
- ※ 契約保証金は、契約金額の100分の10以上。
  - ※ 保険証券、保証証券が提供された場合は、保険または保証に付される金額を記載。
  - ※ 契約事務取扱細則第38条第1項の規定に該当する場合は、「免除」と記載。

公立大学法人福井県立大学（以下「甲」という。）と、（以  
下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1  
公立大学法人福井県立大学  
理事長 窪田 裕行

乙

## 契 約 条 項

### (契約の要項)

第1条 この契約の要項は、頭書のとおりとする。

### (納入物品)

第2条 乙が甲に納入する物品の品名および数量(以下「契約物品」という。)は、別紙契約物品一覧表のとおりとする。

### (権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

### (納入の通知)

第4条 乙は、契約物品を納入しようとするときは、その旨を甲に通知しなければならない。

### (物品の検査)

第5条 乙は、契約物品を納入しようとするときは、甲が命じた職員の検査を受けなければならない。  
2 検査の結果、不良品と認められた契約物品については、乙はこれを引き取り、甲の指定する期日までに修補し、または代替物を納入するものとする。この場合、前条および前項の規定を準用する。

### (物品の引渡し)

第6条 乙は、前条に規定する検査に合格したときは、納入場所において遅滞なく契約物品を甲に引き渡さなければならない。

### (危険負担)

第7条 前条の規定による引渡しの前に生じた契約物品の滅失、損傷等にかかる負担は、甲の責めに帰すべき理由による場合を除き、すべて乙の負担とする。

### (契約不適合責任)

第8条 甲は、第6条の規定による引渡しの後、契約物品がこの契約の内容に適合しない場合には、乙の負担において当該物品の修補、代替物の引渡しまたは不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。この場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金減額の請求または契約の解除をすることができる。  
2 前項の規定にかかわらず、甲は、第6条の規定による引渡しの後、契約物品がこの契約の内容に適合しない場合には、乙に対して損害を賠償させることができる。

### (経費の負担)

第9条 乙は、契約物品納入に要する費用および第5条に規定する検査により滅失、損傷等をしたために生じた費用については、これを負担するものとする。

### (契約金の支払)

第10条 乙は、第6条の規定による引渡しの後、契約金の支払を甲に請求するものとし、甲は、乙からの適法な請求書を受領した日の翌月の25日までに委託料を支払うものとする。ただし、25日が休日または国民の祝日の場合はその翌日とする。

2 甲の責めに帰すべき理由により、前項の支払期限までに代金を支払わない場合は、乙は、甲に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

#### （履行遅延）

第11条 甲は、乙がその責めに帰すべき事由により契約履行期限までにその義務を履行しないときは、遅延日数に応じ、福井県財務規則（昭和39年規則第11号）第180条で定める割合で計算した金額を遅延利息として徴収する。

#### （契約の解除）

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) この契約を履行せず、または履行を継続することができないと認められるとき。
- (3) 誠実に業務を履行する意思がないと認められるとき。
- (4) 契約の履行につき、不正の行為をしたとき。
- (5) 契約の解除を申し出たとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

#### （違約金等）

第13条 第8条または前条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、甲に違約金の額を超える損害が発生したときは、甲は、その超過額を請求することができる。

2 前項の場合において、契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金または担保をもって違約金に充当することができるものとする。

#### （損害賠償）

第14条 乙は、業務の履行に関し、乙の故意または過失により甲に損害を与えたときは、損害賠償の責めを負う。

2 乙は、業務の履行に関し、乙の故意または過失により第三者に損害を与えたときは、当該第三者にその損害を賠償するなど適切な対応をするものとする。

#### （グリーン購入）

第15条 乙は、事業の実施において物品等を調達する場合、「福井県庁グリーン購入推進方針（平成13年4月27日策定）」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

#### （疑義等の決定）

第16条 この契約に定めのない事項およびこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

#### （紛争等の解決）

第17条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

## (別紙) 契約物品一覧表

### ジェネティックアナライザ 一式

品名	メーカー	型式	数量
SeqStudio ジェネティックアナライザコンピュータ付システム	サーモフィッシャーサイエンティフィック	SEQ-D-CP23	1

#### 1. 納入に関する付帯作業について

##### 1-1. 納入場所

公立大学法人福井県立大学 永平寺キャンパス 生物資源学部棟 1階 BN112

##### 1-2. 納入期限

2024年12月27日

##### 1-3. 設備要件搬入

① 電源は、単相100V、60HzのAC電源である。これ以外の電源で稼働する装置には電源変換、周波数変換などの設備を用意することとし、これに要する経費を含むこと。

② コンセントの形状の違いは、受注者で変換アダプターを用意すること。

##### 3-4. 搬入、据付、配線、調整等

本装置を指定設置場所に搬入し、据付、配線、調整ならびにソフトウェアのインストールを行い、各機器の動作確認を行うこと。

##### 3-5. その他

① 納入については、業務に支障のないように配慮し、計画的に行うこと。

② 本学施設に損傷を与えないよう十分な注意を払うように努め、必要であれば納入経路に養生を施すこと。

③ 本件調達物品を本学職員により指定された場所へ納入し、据付、調整等、本機器正常に稼働するために必要な作業を行うこと。

④ 他で使用履歴がないものであること。

⑤ 引渡し後、速やかに使用できる状態で納入すること。

⑥ 発生材の処理については、廃棄物の処理および清掃に関する法律、その他関係法令に従い適切に処理すること。

#### 2. その他の事項

① 見積り額には、搬入・設置費および現行品の撤去費を含めること。

② 本件調達物品が正常に作動するために、納入後1年間は保守管理を無償で行うこと。

③ 納入・設置時に既存の設備に不具合が生じないようにすること。また、不具合が生じた時には落札業者の負担により原状回復を行うこと。

④ 本機器の搬入、据付、通配線、調整等については本学職員の指示に従って行うこと。

⑤ 操作マニュアルは1部以上提出すること。

⑥ 引渡し完了後、納入者の立ち合いにより、本学担当教員学生に対して取扱説明を行うこと。

#### 3. 機種選定条件

- ① 操作性、保守性および信頼性に十分配慮されていること。
- ② 発注仕様書の記載事項は全て、必須事項とする。

#### 4. 電気的特性

本システムを設置する部屋には、必要な電源が供給されているものとし、以下の電気的条件のもとで機能が正常に動作しなければならない。

AC電源電圧 100V±10V、 AC電源周波数 60Hz±1Hz

#### 5. 保守サービス体制について

- ① 本仕様の一部或いは全部を他社で満たしている場合にも、これらの製品のアフターサービス、メンテナンス等落札業者が責任を持つこと。
- ② 本仕様書に関する機器について、迅速なサービス提供が可能なこと。
- ③ ハードウェア、OSおよび付属ソフトの機能について不明な点がある場合、電話、FAXで問い合わせが可能なこと。
- ④ ハードウェアに精通した保守要員(CE)を確保できること。なお、納品時に故障連絡先、保守連絡体制図を提出すること。
- ⑤ 取り扱い説明に関する教育訓練は本学が指定する日時、場所で行うこと。
- ⑥ 日本語の操作マニュアルを提供すること。
- ⑦ 納入物件の引渡し後1年以内に納入業者の責任による欠陥が生じた場合(消耗品は除く)には、無償にて修理または代品を納入するものとする。

#### 6. 保守の範囲について

保守サービスの対象は、納入した機器に限るものとし、その範囲は調整を含む障害部品交換とする。納入者は、ここに定める保守および障害復旧作業を行った時は、速やかに書面により発注者に報告するものとする。

#### 7. 保守の例外

以下の各号に定める事項が起こった場合は保守の範囲に含まれないものとする。

- 1) 天災、地変、その他納入者の責に帰すことのできない事由により生じた故障の修理。
- 2) 発注者の不適切な機器の使用、または取扱による故障の修理。